

介護保険

地域包括ケア体制の整備として、高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある生活を継続することができるよう、2月1日に福祉センター2階に、地域の中核機関として地域包括支援センターを設置しました。高齢者を対象とした総合相談支援、虐待の早期発見・防止などの権利擁護を行います。

地域密着型サービスの基盤整備では、第3期介護保険事業計画に基づき、3月1日、岡田校区にグループホームが開設され、地域の特性に応じた多様な柔軟なサービスが行われます。

また、平成19年度は、小規模多機能型居宅介護、1か所の開設希望事業所を募集し、要介護者の様態や希望に応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供することにより、中・重度となっても在宅での生活が継続できるようにまいります。

また、地域支援事業として、一般高齢者を含め効果的な介護予防事業の推進を行ってまいります。



国民健康保険

現在、松前町は国民健康保険の被保険者証を世帯単位で交付していますが、平成20年度からは、利用者の利便性などを考慮し、一人1枚のカード化とすることにしました。

このため、平成19年度は、カード化に伴うシステム改修の費用を一般会計予算で計上し、被保険者証の作成に伴う費用を国保特別会計予算で計上しました。

また、国民健康保険が実施する保健事業では、増加する医療費の削減対策の一つとして、平成19年度から、高校生以下の被保険者に対するインフルエンザ予防接種助成事業を創設しました。

食育推進基本計画の策定

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的に平成17年6月に「食育基本法」が制定されました。

松前町においても、家庭や学校などにおける食育の推進、地域における食生活の改善のための取組み、生産者と消費者との交流などを推進するために食育推進基本計画の策定に着手します。

現在、関係課や各団体の取組みを把握する作業をしており、平成19年度は課題を抽出し、課題解決のための目標を設定し、できるだけ多くの方の意見を聞きながら、県の計画との整合性

を図り、松前町の特徴をいかした食育推進基本計画の策定を進めていきたいと考えています。

町内の食育への取組みを紹介（健康フェア）



予算編成の基本方針と重点施策

平成19年度の地方財政は、地方税収入、地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある一方で、公債費が高い水準で推移することや社会保障関係経費の自然増などにより、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれます。

こうした状況の中、地方公共団体が住民の要請に応えるためには、財政健全化に取り組むことが必要であり、取組みの実効をあげるためには、国・地方を通じた行財政の簡素効率化の推進を図るとともに、国及び地方が適正な財政秩